

集落営農の発展と法人化

—2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの概要—

政策研究調整官 小野 智昭

水田・畑作経営所得安定対策（以下、「経営所得安定対策」と省略）導入を契機に、全国で多様なタイプの集落営農組織が新設されたり、あるいは既存の組織が再編成されたりしている。このうち、同対策に加入する任意組織の集落営農組織は5年以内に法人化することが義務づけられている。⁽¹⁾

そこで、集落営農組織にとっての法人化の意義や必要性、法人化の条件等の検討のため、平成21年3月28～30日に筑波大学で開催された日本農業経済学会大会で特別セッションを実施したので、その概要を紹介する。⁽²⁾

1 座長解題

農林水産政策研究所 小野 智昭

(1) 集落営農組織の増加と多様性

経営所得安定対策によって、集落営農組織が急増した。集落営農実態調査によると、2005年から2008年の3年間に、組織数は1万から1万3千へ、3千組織増加している。また経営所得安定対策の実施によって多くの組織が再編され、性格の変化、活動の進展、法人化が進んでいる。法人の割合は、集落営農組織全体で6%から12%へ上昇し、同対策への加入・加入予定組織では2008年に20%になっている。

地域別にみると、北陸、東海、近畿、中国等のこれまでぐるみ型組織が展開していた地域では、組織数は微増であるが、ぐるみ型組織や協業経営型組織が新設・再編によって組織化され、法人割合も高い。他方、東北、関東・東山、四国、九州等のこれまで集落営農組織が多くなかった地域で組織数が急増し、作業受託組織や共同利用組織からの再編成による集落営農組織の設立や、そうしたベースなしでの新設が進んだ。⁽³⁾

(2) 集落営農組織の法人化

集落営農組織にとって法人化は、組織が企業的経営体へ発展する際には、重要な方向である。ところで、集落営農組織は様々なタイプがある。機械作業等の営農の担い手タイプ別では、担い手が少数のオペレーター型、構成員の多くがオペレーターを担う全戸共同型、組織の目的別では、農業経営体を志向し所得増加を目指す組織、地域の農地維持・保全である組織等がある。政策研の調査事例を暫定的に分類すると、法人割合は、営農タイプではオペレーター型で高く、目的別では農地保全・維持型でも高い。

農地維持・保全が目的の組織でも法人化が進展していることを踏まえて法人化の意義を考えると、法人化は所得増加のためだけでなく、組織の安定

性・持続性の確保のための制度的保証であるという側面が注目される。

生産効率化、複合化・多角化による所得増大等の企業的経営体の課題とは別次元の課題として、法人化があるのではないか。そうした問題意識から、本セッションを企画した。集落営農組織の中には、協業経営体への発展に伴い、法人化に向かう組織がある一方で、個別経営展開地域では水田作の効率化のための組織化と経営上、税制上のメリットを求めた法人化、また中山間地域では農地・集落の維持のための組織を恒久化させるための法人化をめざす方向がみられる。こうした地域差、タイプ差を考慮して、法人化の報告を以下のように行った。

2 水田経営所得安定対策による集落営農組織の再編と法人化をめぐる状況

—兼業深化地域・岐阜県海津市の事例を中心として—

岐阜大学 荒井 聡

経営安定対策を契機に、經理の一元化等を行い組織経営体へと再編された集落営農組織を対象として、同対策前後での組織の構成変化、経営状況、法人化への意向・課題等を整理し、集落営農組織の位置・役割を考察した。

岐阜県海津市旧平田町では、集落には、機械の共同利用組織、麦・大豆の

転作受託組織、稲作受託組織が目的別に重疊的に形成され、また受託組織が協業経営組織へ進化する例があった。経営所得安定対策への加入に対応して、重疊の組織が単一組織に再編成され、しかも受託組織から協業経営へ多くが移行した。

海津市内27組織を組織規模別に損益分析し、経営安定度や経営所得安定対策の効果を分析し、以下のことを明らかにした。単一集落をベースにした50ha未満程度の比較的小規模な組織は、農地の維持管理の側面を持つが、経営安定所得対策を契機に麦・大豆の新規作付を開始する等の展開があり、法人化にはやや消極的である。複数集落をベースにした50ha～100ha規模の中大規模の組織は、50歳代の専従者や定年帰農者等の専門的なオペレーターを確保した担い手主体型の組織で、法人化にも積極的である。

3 主業地域における集落営農組織の法人化

— 山形県庄内を主たる事例として —

山形大学 角田 毅

主業的農家が多数存在する東北地方で水稲単作的傾向の強い山形県庄内地域等を対象に、集落営農における法人化の目的、法人化においてクリアすべき条件、法人化の意義を検討した。

山形県では、経営所得安定対策を契機に庄内地域と村山地域で集落営農組織が設立された。庄内地域では、米+大豆を作付ける中規模の自作農により、旧村を単位とした500ha前後の大規模集落営農組織が設立され特定農業団体となった。他方、村山地域では、米+果樹（さくらんぼ）の複合経営農家により、集落を単位とした50～100ha規模の集落営農組織が設立された。庄内地域では特定農業団体の設立で当面の目標は達成されたという意識が農家にある。農家は個別指向が強く、また設立された組織が大きすぎて意思統一しにくい等のため、それら新設組織での法人化の事例はまだない。特定農作業受託を中心とするゆるやかな法人組織である「庄内型集落営農組織」の推進が関係機関によって推進されている。秋田県では280ha規模の法人組織の先進事例がある。法人化により、経営発展の努力の発揮、後継者確保等のメリットがあり、庄内地域の集落営農組織においても法人化が展望できるのではないか。

4 中山間地域における集落営農組織の法人化

— 島根県を事例として —

島根大学 井上 憲一

県土の9割、居住人口の6割を中山

間地域が占め、30年間、集落営農組織への支援が行われてきた島根県を対象に、中山間地域における集落営農組織の法人化の意義について検討した。

島根県では、最近10年間で集落営農組織が2・4倍、農業生産法人が3・8倍に増加した。島根県では、平坦地域では特定農業団体の設立、中山間地域では特定農業法人の設立や農外参入企業による営農もある。島根県の中山間地域の組織は複数集落から構成されているが、経営面積が小さく、水稲作付比率が高い。中山間地域の集落営農組織62に対する調査から、組織を経営発展度と地域貢献度の指標で評価を試算した結果、中山間地域の集落営農組織は農地・集落の維持等の地域貢献の比重が高いこと、設立後の経過年数の長い組織ほど地域貢献度が高いこと等が明らかになった。農地・集落の維持等の地域貢献を目的に集落営農組織の法人化が行われている。その後の経営展開の中で結果として収益性が向上し、それを基礎にさらに地域貢献目的の事業を展開する事例がある。中山間地域の集落営農組織にとって、法人化は、地域貢献を達成する上で有効な手段ではないか。法人化のためには60歳代の定年退職者及びその予備軍が一定程度在村し、リーダーがいること等が条件と考えられる。

注(1) 集落営農組織は、経営所得安定対策で担い手として本格的に政策に位置づけられた。その集落営農組織は、効率的かつ安定的な経営体である法人であることが想定されている。そして任意組織のばあいには、特定農業団体（あるいはそれと同様の組織）から、農業生産法人、特定農業法人となつて、効率的かつ安定的な経営体である認定農業者へ、という発展経路が想定されている。なお、改正農地法によると、法人形態を問わない農業経営法人が、特定農業法人、認定農業者となることもできるようにする。

(2) 農林水産政策研究所ではプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」（平成19～21年度）を実施し、全国の集落営農組織77を対象にした現地調査、各地の研究者と協力した研究を行っている。同プロジェクト研究の一環として、研究に参画する大学の研究者とともにこの特別セッションを企画した。この特別セッションでの報告内容は、『集落営農組織の発展と法人化（仮題）』として当研究所から近刊する予定である。

(3) 転作受託組織が再編成されて米を取り込んで設立された組織や、共同利用組織から再編成された組織、あるいはベースになる組織がなくて設立された組織等では、実際の営農はほとんど個別で、経理は共同経理を行っているつつ、個別農家ごとに枝番管理という事例もある。